

管理組合のパートナー型

管理員制度のご提案

管理員はマンションの建物の保守管理及び居住者のサービスと全般にわたる業務です。管理者である理事長が直接管理員に業務の指示や打ち合わせをして適時に管理をすることがマンションにとって重要かつ適正な管理と思われます。また管理員の資質が大事ですマンションの法令から建物の知識まで250時間以上の研修を修めた弊NPO法人マンション管理支援協会の上級管理員認定者を派遣します。

特定非営利活動法人 マンション管理支援協会

横浜市神奈川区栄町 11-4

電話:045-453-7141

管理組合パートナー管理員業務委託契約

1. 管理員業務委託契約形態：貴管理組合と

特定非営利活動法人マンション管理支援協会

2. 委託費；勤務時間、業務仕様等により相談の上算定します。

3. 管理員のサポート業務としてマンション管理士が支援します。

現行

管理業務委託管理組合

管理組合

管理業務委託契約

管理会社

フロント・管理員

提案：管理組合サポート管理員制度

管理員業務委託契約

管理員

顧問マンション管理士

管理組合

管理業務委託契約

(管理員業務除く)

管理会社

フロント

現行

自主管理組合

管理員組合採用

各管理業務個別に委託等

提案：管理組合パートナー管理員制度

管理員業務委託契約

自主管理組合

管理員

マンション管理士

各管理業務個別に委託等

パートナー型「管理員制度」のメリット

従来の管理員業務にさらに下記の業務が理事長のもとに管理がしやすくなります。

1. 個人情報管理—区分所有者、居住者名簿作成管理
2. 防火管理者と協同で弱者名簿の作成管理
3. 貸主代理等は極力少なく委託し組合で可能にする
4. 管理者からの指示等適宜相談できる
5. 工事経歴・専有部分のリフォームのチェック体制が容易になる
6. 自主管理組合の場合管理員の労務管理が容易になる
7. 管理全般にわたり法令上の解決等、マンション管理士がサポートします

弊団体では平成14年の設立以来、マンション管理組合のさまざまな管理支援を積み重ねてまいりました。マンション管理士をはじめ専門家の集団として活躍しています。主な業務は下記のように多岐にわたります。

1. マンション管理士業務
 - ・管理組合顧問業務
 - ・大規模修繕コンサル業務
 - ・マンション管理相談業務
2. 公共職業訓練業務
 - ・神奈川県労働局職業訓練
 - ・神奈川県人材センター職業訓練
 - ・シルバー人材センター職業訓練
3. 有料職業紹介業務 厚生労働省認可
4. 国土交通省補助事業
5. 専門家:マンション管理士他 35名活躍中
6. 神奈川県認証特定非営利活動法人
7. 従業事務員5名 コンシュルジェ約10名

特定非営利活動法人マンション管理支援協会

理事長 菅野 安男

電話/FAX 045-453-7141

神奈川県マンション管理士会 初代会長

